

新 旧 対 照 表

第 1 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">省 略 用 語 例</p> <p>.....</p> <p><u>非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税</u>.....<u>措法第37条の14第1項又は第2項に規定する特例をいう。</u></p> <p>.....</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第37条の10の2《特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</b></p> <p><u>（非課税口座から移管された株式のうち特定管理株式とならないもの）</u></p> <p><b>37の10の2-1</b> <u>措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)の対象となる特定口座内保管上場株式等からは、次の上場株式等が除かれることに留意する。</u></p> <p><u>なお、当該上場株式等を措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」という。）から措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座（以下「特定口座」という。）に移管した場合に、当該特定口座に当該上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等があるときには、特定管理株式の売上原価の額又は取得費の額は、所得税法令第108条第1項《有価証券の法定評価方法》又は第118条《譲渡所得の基因となる有価証券の取得費等》の規定に基づいて計算した金額となることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>措置法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等(以下この項において「非課税口座内上場株式等」という。)のうち、当該非課税口座内上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に</u></p>	<p style="text-align: center;">省 略 用 語 例</p> <p>.....</p> <p>(新 設)</p> <p>.....</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第37条の10の2《特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係</b></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれのある銘柄として指定されている期間内に、当該非課税口座内上場株式等に係る非課税口座から特定口座に移管がされたもの</u></p> <p><u>(2) 非課税口座内上場株式等のうち、措置法規則第18条の11第4項第1号に規定する認可金融商品取引業協会の定める規則に基づき、同号に掲げる店頭管理銘柄株式として指定されている期間内に、当該非課税口座内上場株式等に係る非課税口座から特定口座に移管がされたもの</u></p> <p><u>(注) 上記に掲げる上場株式等を非課税口座から非課税口座及び特定口座以外の口座(以下「一般口座」という。)に移管した場合に、一般口座に当該上場株式等と同一銘柄の株式等があるときの当該上場株式等及び当該上場株式等と同一銘柄の株式等の売上原価の額又は取得費の額についても同様であることに留意する。</u></p> <p><b>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用)</b>  <b>37の10の2-2</b> 特定管理株式又は措置法第37条の10の2第1項に規定する特定保有株式の譲渡による譲渡所得等の金額の計算等については、・・・・・・・・。</p> <p><b>措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係</b></p> <p><b>(取引所売買株式等)</b>  <b>37の11の3-6</b> 措置法規則第18条の11第20項第1号に規定する「取引所売買株式等」とは、・・・・・・・・。</p> <p><b>(最終の気配相場の価格)</b>  <b>37の11の3-7</b> 措置法規則第18条の11第20項第1号から第3号までに規定する「最終の気配相場の価格」は、・・・・・・・・。</p> <p><b>(2以上の市場に価格が存する場合)</b>  <b>37の11の3-8</b> 措置法規則第18条の11第20項第1号又は第3号の同一の区分に属する同一銘柄の上場株式等について、・・・・・・・・。</p>	<p><b>(株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に関する取扱いの準用)</b>  <b>37の10の2-1</b> 措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式又は特定保有株式の譲渡による譲渡所得等の金額の計算等については、・・・・・・・・。</p> <p><b>措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係</b></p> <p><b>(取引所売買株式等)</b>  <b>37の11の3-6</b> 措置法規則第18条の11第19項第1号に規定する「取引所売買株式等」とは、・・・・・・・・。</p> <p><b>(最終の気配相場の価格)</b>  <b>37の11の3-7</b> 措置法規則第18条の11第19項第1号から第3号までに規定する「最終の気配相場の価格」は、・・・・・・・・。</p> <p><b>(2以上の市場に価格が存する場合)</b>  <b>37の11の3-8</b> 措置法規則第18条の11第19項第1号又は第3号の同一の区分に属する同一銘柄の上場株式等について、・・・・・・・・。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(価格公表者)  <b>37の11の3-9</b> 措置法規則第18条の11第20項第3号に規定する「価格公表者」は、……。</p> <p>(その他価格公表株式等の最終の売買の価格等)  <b>37の11の3-10</b> 措置法規則第18条の11第20項第3号に規定する「その他価格公表株式等の最終の売買の価格」又は「最終の気配相場の価格」とは、……。</p> <p>(1) ……  (2) ……  (3) ……</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第37条の14《非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税》関係</b></p> <p><b>(非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)</b>  <b>37の14-1</b> <u>非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税は、受入期間（措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税管理勘定（以下37の14-14までにおいて「非課税管理勘定」という。）が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間をいう。以下37の14-12までにおいて同じ。）内に取得した上場株式等の引渡しがあった日から、その日の属する年の1月1日から5年を経過した日までの間に当該上場株式等の譲渡による引渡しのあった日（同条第4項各号に掲げる事由が生じた日を含む。）までの間に生じた譲渡所得等について適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 措置法第37条の14第1項に規定する非課税口座内上場株式等（以下37の14-14までにおいて「非課税口座内上場株式等」という。）を有する居住者等が死亡した場合には、その時に遡って同条第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下37の14-11までにおいて「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づく譲渡があったものとみなされ、非課税口座から払出しがされることに留意する。</u></p> <p><b>(受入期間内に取得した者から相続等により取得した場合)</b>  <b>37の14-2</b> 非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の非課税は、居住者等が措置法第</p>	<p>(価格公表者)  <b>37の11の3-9</b> 措置法規則第18条の11第19項第3号に規定する「価格公表者」は、……。</p> <p>(その他価格公表株式等の最終の売買の価格等)  <b>37の11の3-10</b> 措置法規則第18条の11第19項第3号に規定する「その他価格公表株式等の最終の売買の価格」又は「最終の気配相場の価格」とは、……。</p> <p>(1) ……  (2) ……  (3) ……</p> <p style="text-align: center;"><b>(新 設)</b></p> <p><b>(新 設)</b></p> <p><b>(新 設)</b></p>

改正後	改正前
<p><u>37条の14第1項に規定する非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡(同条第4項の規定による譲渡があったものとみなされるものを含む。)をした場合に限り適用があるため、受入期間内に非課税口座内上場株式等を取得した者から相続、遺贈又は贈与により非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した相続人、受遺者又は受贈者が、当該非課税口座内上場株式等に係る非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過した日までの間に当該上場株式等を譲渡しても同条の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 相続、遺贈又は贈与により取得した非課税口座内上場株式等であった上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する売上原価の額又は取得費の額については、措置法令第25条の13第4項各号に定める金額によることに留意する。</u></p> <p><b><u>(非課税口座内上場株式等に係る譲渡損失)</u></b></p> <p><b><u>37の14-3</u></b> <u>非課税口座内上場株式等を措置法第37条の14第1項に規定する非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡(同条第4項の規定による譲渡があったものとみなされるものを含む。)した場合において生じた譲渡損失の金額は、同条第2項の規定により、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなされ、措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額も生じないことから、確定申告により同条第1項及び第6項の規定の適用を受けることはできないことに留意する。</u></p> <p><b><u>(最終の気配相場の価格)</u></b></p> <p><b><u>37の14-4</u></b> <u>措置法令第25条の13第4項第1号から第3号までに規定する「最終の気配相場の価格」は、その日における最終の売り気配と買い気配の仲値とする。</u></p> <p><b><u>(2以上の市場に価格が存する場合)</u></b></p> <p><b><u>37の14-5</u></b> <u>措置法令第25条の13第4項第1号又は第3号における同一の区分に属する同一銘柄の上場株式等について、同項第1号又は第3号に規定する価格が2以上の市場に存する場合には、当該価格が最も高い市場の価格をもって、同項第1号又は第3号の金額として差し支えない。</u></p> <p><u>ただし、措置法第37条の14第5項第2号イ(2)の規定により、その非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等の当該</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>移管がされる時の同号イに規定する払出し時の金額については、措置法令第25条の13第4項第1号又は第3号規定する価格が2以上の市場に存する場合には、当該価格が最も低い市場の価格をもって、同項第1号又は第3号の金額として差し支えない。</u></p> <p><b>(購入の範囲)</b></p> <p><b>37の14-6</b> <u>措置法第37条の14第5項第2号イに規定する「購入」とは、同号イ(1)の規定により、金融商品取引業者等への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含む。）による購入又は金融商品取引業者等からの購入に限られることに留意する。</u></p> <p><b>(払込みの範囲)</b></p> <p><b>37の14-7</b> <u>措置法第37条の14第5項第2号イに規定する「払込み」とは、同号イ(1)の規定により、上場株式等について金融商品取引業者等が行う金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に応じて行う払込みに限られるが、当該払込みにより取得をした上場株式等のうち、次に掲げる上場株式等は、非課税管理勘定に受け入れることができないことに留意する。</u></p> <p>(1) <u>措置法第29条の2第1項に規定する特定新株予約権等を同項本文の規定の適用を受けて取得した当該特定新株予約権に係る上場株式等</u></p> <p>(2) <u>措置法第29条の3第1項に規定する特定外国新株予約権を同項本文の規定の適用を受けて取得した当該特定外国新株予約権に係る上場株式等</u></p> <p><b>(取得対価の額)</b></p> <p><b>37の14-8</b> <u>措置法第37条の14第5項第2号イに規定する「取得対価の額」（以下37の14-12までにおいて「取得対価の額」という。）とは、次のとおりであることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>購入した上場株式等については、その購入の代価の額をいい、当該購入に係る委託手数料等の額を含まない。</u></p> <p>(2) <u>払込みにより取得をした上場株式等については、その払い込んだ金額をいい、当該払込みによる取得のために要した費用の額を含まない。</u></p> <p>(3) <u>非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等については、措置法令第25条の13第4項に規定する払出し時の金額をいう。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><b>(非課税口座内上場株式等の取得に要した費用等の取扱い)</b></p> <p><b>37の14-9</b> 37の14-8において取得対価の額に含まない委託手数料その他の取得のために要した額は、非課税口座内上場株式等を非課税口座から払出しがあった後に譲渡（措置法第37条の10第3項又は第4項において譲渡所得等の収入金額とみなされるものを含む。）した場合であっても、当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する売上原価の額又は取得費の額に算入できないことに留意する。</p> <p><b>(取得対価の額の合計額の判定)</b></p> <p><b>37の14-10</b> 措置法第37条の14第5項第2号イ(1)の規定により非課税口座へ受入れ可能な上場株式等は、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が100万円を超えないものに限られるのであるが、非課税口座に受け入れられるかどうかの判定は、取引単位により行うことに留意する。</p> <p>また、同号イ(2)の規定により非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管可能な上場株式等は、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が100万円を超えないものに限られるのであるが、他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れられるかどうかの判定は、一株（口）単位により行うことに留意する。</p> <p><b>(外貨で表示されている上場株式等に係る取得の対価の額等の邦貨換算)</b></p> <p><b>37の14-11</b> 非課税口座内上場株式等の取得の対価の額が外貨で表示され当該対価の額を邦貨又は外貨で支払うこととされている場合の邦貨換算については、37の10-8に準じて取り扱うこととする。ただし、この場合において、当該非課税口座内上場株式等について措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由が生じたとき又は同条第5項第2号イ(2)に規定する移管がされたときの同条第4項又は第5項第2号イに規定する払出し時の金額は、次により邦貨に換算した金額を当該払出し時の金額として取り扱って差し支えない。</p> <p>(1) 措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額 居住者等が非課税上場株式等管理契約を締結した金融商品取引業者等の主要取引金融機関(当該金融商品取引業者等がその外貨に係る対顧客直物電信売相場を公表している場合には、当該金融商品取引業者等)の当該外貨に係る対顧客直物電信売相場により邦貨に換算した金額</p> <p>(2) 措置法第37条の14第5項第2号イに規定する払出し時の金額 居住者等が非課税上場株式等管理契約を締結した金融商品取引業者等の主要取引金融機関(当該金融商</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>品取引業者等がその外貨に係る対顧客直物電信買相場を公表している場合には、当該金融商品取引業者等の当該外貨に係る対顧客直物電信買相場により邦貨に換算した金額</p> <p><b>(他の年分の非課税管理勘定からの移管の範囲)</b></p> <p><b>37の14-12</b> 措置法第37条の14第5項第2号イに規定する他の年分の非課税管理勘定からの移管については、同号イ(2)により受入期間内に受け入れた取得対価の額の合計額が100万円を超えない上場株式等について認められているが、当該移管は、その金融商品取引業者等に開設された非課税口座に設けられた非課税管理勘定から、同一の非課税口座に設けられた他の年分の非課税管理勘定への移管に限られることに留意する。したがって、他の金融商品取引業者等に開設された非課税口座に設けられた他の年分の非課税管理勘定には移管することはできない。</p> <p>(注) 「他の年分の非課税管理勘定からの移管」は、非課税口座を開設している居住者等が、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、措置法規則第18条の15の3第3項各号に掲げる事項を記載した同項第1号に規定する非課税口座内上場株式等移管依頼書を提出した場合に限り移管されることに留意する。</p> <p><b>(一株に満たない端数の処理)</b></p> <p><b>37の14-13</b> 居住者等が開設する同一の非課税口座に設けられた2以上の非課税管理勘定に係る同一銘柄の非課税口座内上場株式等について生じる措置法令第25条の13第10項第1号から第9号までに規定する事由により取得する上場株式等のうち、当該2以上の非課税管理勘定の同一銘柄の非課税口座内上場株式等の数に応じて取得する当該上場株式等の数に一株(口)に満たない端数が生じる場合には、当該一株(口)に満たない端数を合計することにより非課税管理勘定に受け入れることができることとなる上場株式等は、当該一株(口)未満の端数の基因となった非課税口座内上場株式等に係る非課税管理勘定のうち最も新しい年分の非課税管理勘定に受け入れることができることに留意する。</p> <p>なお、同項第1号から第10号までの規定による非課税管理勘定への受入れを行うことができない一株(口)に満たない端数については、当該事由が生じた時に当該非課税管理勘定に受け入れられたものと、その受入れ後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>



**新 旧 対 照 表**

第2 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>措置法第30条の2《山林所得に係る森林計画特別控除》 関係</b></p> <p>（森林計画特別控除の対象となる山林所得）</p> <p><b>30の2-1</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>(4) 森林法第11条第5項第2号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するための森林経営計画のうち、森林法施行規則第39条第2項第2号に規定する特定広葉樹育成施業森林に係る森林経営計画（当該特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限る。）の対象とされていた山林</p> <p>(5) . . . . .</p> <p>（注） . . . . .</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》・第32条 《短期譲渡所得の課税の特例》共通関係</b></p> <p>（代替資産等の取得の日）</p> <p><b>31・32共-5</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .、第37条の7《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》又は第37条の9の4《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受けた買換資産等 これらの資産の実際の取得の日</p>	<p style="text-align: center;"><b>措置法第30条の2《山林所得に係る森林計画特別控除》 関係</b></p> <p>（森林計画特別控除の対象となる山林所得）</p> <p><b>30の2-1</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>(4) 森林法第11条第5項第2号ロに規定する公益的機能別森林施業を実施するための森林経営計画のうち、森林法施行規則<del>第39条</del><u>第13条</u>第2項第2号に規定する特定広葉樹育成施業森林に係る森林経営計画（当該特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限る。）の対象とされていた山林</p> <p>(5) . . . . .</p> <p>（注） . . . . .</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第31条《長期譲渡所得の課税の特例》・第32条 《短期譲渡所得の課税の特例》共通関係</b></p> <p>（代替資産等の取得の日）</p> <p><b>31・32共-5</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .、第37条の7《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》、<u>第37条の9の2《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》</u>又は第37条の9の4《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p><b>(固定資産の交換の特例等との関係)</b></p> <p><b>31の3-1</b> ……、第37条の7《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》、第37条の9の4《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》若しくは第37条の9の5《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、……。</p> <p>(注) 1 ……。 2 ……。</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第32条《短期譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p><b>(課税繰延べの特例の適用を受ける場合の1,000㎡の面積基準の判定)</b></p> <p><b>32-8</b> ……、第37条の7《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》又は第37条の9の5《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、……。</p>	<p>譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受けた買換資産等 これらの資産の実際の取得の日</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p><b>(固定資産の交換の特例等との関係)</b></p> <p><b>31の3-1</b> ……、第37条の7《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》、<u>第37条の9の2《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》</u>、第37条の9の4《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》若しくは第37条の9の5《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、……。</p> <p>(注) 1 ……。 2 ……。</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第32条《短期譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p><b>(課税繰延べの特例の適用を受ける場合の1,000㎡の面積基準の判定)</b></p> <p><b>32-8</b> ……、第37条の7《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》、<u>第37条の9の2《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》</u>又は第37条の9の5《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、……。</p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係</b></p> <p>(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)</p> <p><b>33-31</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第212条第3項《床面積が過少となる防災施設建築物の一部の処理》又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第43条の規定により読み替えられた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第212条第3項の規定により権利変換計画において借家権が与えられないように定められたことにより受ける補償金</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>(4) . . . . .</p> <p>(代行買収の要件)</p> <p><b>33-51</b> 措置法規則第14条第5項第2号から第4号の2まで又は第4号の5から第5号まで《収用証明書》の規定により、. . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(注) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>(4) . . . . .</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》関係</b></p> <p>(代行買収における証明書の発行者)</p> <p><b>33の4-8</b> 措置法規則第14条第5項第2号から第4号の2まで、第4号の5から第5</p>	<p style="text-align: center;"><b>措置法第33条《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》関係</b></p> <p>(権利変換により借家権を取得しない場合の補償金)</p> <p><b>33-31</b> . . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(2) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第212条第3項《床面積が過少となる防災施設建築物の一部の処理》又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第44条の規定により読み替えられた密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第212条第3項の規定により権利変換計画において借家権が与えられないように定められたことにより受ける補償金</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>(4) . . . . .</p> <p>(代行買収の要件)</p> <p><b>33-51</b> 措置法規則第14条第5項第2号から第4号の3まで又は第4号の5から第5号まで《収用証明書》の規定により、. . . . .</p> <p>(1) . . . . .</p> <p>(注) . . . . .</p> <p>(2) . . . . .</p> <p>(3) . . . . .</p> <p>(4) . . . . .</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》関係</b></p> <p>(代行買収における証明書の発行者)</p> <p><b>33の4-8</b> 措置法規則第14条第5項第2号から第4号の3まで、第4号の5から第5</p>

改正後	改正前
<p>号まで、第8号又は第11号《収用証明書》の規定により、事業の施行者に代わり、事業の施行者以外の者（以下この項において「代行買収者」という。）が資産の買取り等をする場合には、<u>措置法規則第15条第2項第1号又は第2号《買取り等の申出証明書等》</u>に規定する「買取り等の申出があつたことを証する書類」又は「買取り等があつたことを証する書類」は、当該資産の買取り等の申出又は買取り等をした代行買収者が発行するのであるが、<u>措置法規則第14条第5項第2号から第4号の2まで</u>、第4号の5から第5号まで、第8号又は第11号に掲げる証明書は、・・・・・・・・。</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》関係</b></p> <p><b>（固定資産の交換の特例等との関係）</b></p> <p><b>35-1</b> ・・・・・・・・、第37条の7《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》、第37条の9の4《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》若しくは第37条の9の5《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、・・・・・・・・。</p> <p>（注）1 ・・・・・・・・。 2 ・・・・・・・・。</p> <p style="text-align: center;"><b>（廃止）</b></p> <p><b>（廃止）</b></p>	<p>号まで、第8号又は第11号《収用証明書》の規定により、事業の施行者に代わり、事業の施行者以外の者（以下この項において「代行買収者」という。）が資産の買取り等をする場合には、<u>同規則第15条第2項第1号又は第2号《買取り等の申出証明書等》</u>に規定する「買取り等の申出があつたことを証する書類」又は「買取り等があつたことを証する書類」は、当該資産の買取り等の申出又は買取り等をした代行買収者が発行するのであるが、<u>同規則第14条第5項第2号から第4号の3まで</u>、第4号の5から第5号まで、第8号又は第11号に掲げる証明書は、・・・・・・・・。</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第35条《居住用財産の譲渡所得の特別控除》関係</b></p> <p><b>（固定資産の交換の特例等との関係）</b></p> <p><b>35-1</b> ・・・・・・・・、第37条の7《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》、<u>第37条の9の2《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》</u>、第37条の9の4《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》若しくは第37条の9の5《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、・・・・・・・・。</p> <p>（注）1 ・・・・・・・・。 2 ・・・・・・・・。</p> <p style="text-align: center;"><b>措置法第37条の9の2《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p><b>（交換に伴い認定事業用地の区域内の土地建物等を取得した場合）</b></p> <p><b>37の9の2-1</b> 1の所有隣接土地等（措置法第37条の9の2第1項に規定する所有隣接土地等をいう。以下37の9の2-5までにおいて同じ。）について同項第1号に掲げる認定事業者（以下37の9の2-5までにおいて「認定事業者」という。）との交換に</p>

改正後	改正前
<p>(廃止)</p>	<p>より、同号に規定する認定事業用地の区域以外の地域内にある土地建物等とともに当該認定事業用地の区域内にある土地建物等（この項において「事業用地内土地建物等」という。）を取得したときは、当該事業用地内土地建物等の価額に相当する金額は、交換差金に該当するものとして同項の規定を適用する。</p> <p>この場合において、当該交換について同項の適用を受けるときには、当該事業用地内土地建物等を取得資産として所得税法第58条第1項又は措置法第37条の4、第37条の5第4項若しくは第37条の6の規定の適用を受けることはできないのであるから留意する。</p> <p><b>(所有隣接土地等とそれ以外の資産を交換等により譲渡した場合)</b></p> <p><b>37の9の2-2</b> 措置法第37条の9の2第1項に規定する認定事業用地（以下37の9の2-7までにおいて「認定事業用地」という。）の区域内と区域外にまたがる1の土地等について、同項第1号に掲げる交換又は同項第2号に掲げる譲渡（以下37の9の2-6までにおいて「交換等」という。）をした場合には、当該交換等により譲渡した土地等のうちの当該認定事業用地の区域内の土地等に係る部分についてのみ措置法第37条の9の2第1項の規定の適用がある。</p> <p>この場合において、当該区域内の土地等について同項の規定の適用を受けるときの当該区域外の土地等の交換等については、所得税法第58条第1項又は措置法第37条、第37条の4、第37条の5第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）、同条第4項若しくは第37条の6の規定の適用を受けることはできないのであるから留意する。</p> <p><b>(所有隣接土地等又は交換取得土地建物等が2以上ある場合)</b></p> <p><b>37の9の2-3</b> その年中に2以上の所有隣接土地等を交換等により譲渡した場合又は交換等により認定事業用地の区域以外の地域にある2以上の土地建物等を取得した場合における措置法第37条の9の2第1項の規定の適用については、納税者の選択するところに従い、当該交換等により譲渡した所有隣接土地等又は交換等により取得した土地建物等ごとに適用することができる。</p> <p>したがって、例えば、2以上の所有隣接土地等のうちの一方が同法第35条第1項に規定する居住用財産である場合において、その居住用財産の譲渡について同項の規定の適用を受け、他の一方について同法第37条の9の2第1項の規定の適用を受けるこ</p>



改正後	改正前
<p>(廃止)</p>	<p><u>接土地等及び譲受け事業見込地の対価の差金を授受すること。</u></p> <p>(注) <u>「公益財団法人」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般財団法人であって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の認定を受けたもの及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第40条第1項に規定する一般財団法人で同法第106条第1項による移転の登記をした法人をいう。</u></p> <p><b><u>(短期保有の所有隣接土地等と長期保有の所有隣接土地等がある場合の交換差金等の区分)</u></b></p> <p><b><u>37の9の2-6</u></b> <u>措置法第37条の9の2第1項の規定の適用を受ける場合において、その交換等をした土地等のうちに短期譲渡所得の基因となるものと長期譲渡所得の基因となるものがあり、かつ、交換差金等（同項第1号に規定する交換に伴い取得した交換差金の額又は同項第2号に規定する譲渡による収入金額が同号の土地建物等の取得価額を超える場合の当該超える金額をいう。）があるときは、当該交換差金等の額を交換等したそれぞれの資産の交換等の時の価額（契約等によりそれぞれの資産の交換等による収入金額が明らかであり、かつ、その額が適正であると認められる場合には、そのそれぞれの収入金額）の比によりあん分して計算した金額をそれぞれの資産に係る交換差金等とする。</u></p> <p><b><u>(相続人が譲受け土地建物等を取得した場合)</u></b></p> <p><b><u>37の9の2-7</u></b> <u>措置法第37条の9の2第1項第2号に規定する譲渡をした個人が、民間都市開発推進機構から認定事業用地の区域以外の地域内にある土地建物等を取得する前に死亡した場合であっても、その相続人が当該譲渡の日の属する年の翌年12月31日までに、当該死亡した個人が締結した37の9の2-5に定める方式による契約に従って、当該土地建物等を取得したときは、その死亡した者の当該譲渡につき同項の規定を適用することができるものとする。</u></p>
<p>(廃止)</p>	

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p><b>措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》 関係</b></p> <p><u>(山林について相続税の納税猶予を受ける場合の相続税額)</u></p> <p><b>39-7の3</b> 相続人のうちに措置法第70条の6の4《山林についての相続税の納税猶予》の規定の適用を受ける林業経営相続人がいる場合には、措置法第39条第1項の規定により、当該林業経営相続人が譲渡した資産の取得費に加算すべき金額は、措置法第70条の6の4第2項第5号に規定する納税猶予分の相続税額を含む相続税額（当該相続税額の計算上相続税法第19条、第20条、第21条の15又は第21条の16の規定の適用がある場合には、これらの規定により控除される贈与税額又は相次相続控除額を加算した金額）を基礎として計算することに留意する。</p> <p><u>(延滞税の計算の基礎となる期間に算入しないこととされる所得税の額)</u></p> <p><b>39-22</b> 措置法第39条第4項に規定する納付すべき所得税の額（相続税法第32条第1項《更正の請求の特例》の規定による更正の請求を行ったことにより措置法第39条第1項の相続税額が減少した場合において、・・・・・・。</p> <p>(1) 相続税法第32条第1項に掲げる事由以外の他の相続税に係る事由による措置法第39条第1項の相続税額の異動に伴う所得税の額の異動がある場合・・・・・・</p> <p>イ・・・・・・</p> <p>ロ・・・・・・</p> <p>(2)・・・・・・</p> <p>イ・・・・・・</p> <p>ロ・・・・・・</p> <p>(3) 相続税法第32条第1項に掲げる事由以外の他の相続税に係る事由による措置法第39条第1項の相続税額の異動に伴う所得税の額の異動があり、・・・・・・</p>	<p><u>(他の課税の特例に関する取扱いの準用)</u></p> <p><b>37の9の2-8</b> 33-49、34-3、37-2、37の3-3の取扱いは、措置法第37条の9の2第1項の規定を適用する場合について準用する。</p> <p><b>措置法第39条《相続財産に係る譲渡所得の課税の特例》 関係</b></p> <p>(新 設)</p> <p><u>(延滞税の計算の基礎となる期間に算入しないこととされる所得税の額)</u></p> <p><b>39-22</b> 措置法第39条第4項に規定する納付すべき所得税の額（相続税法第32条《更正の請求の特例》の規定による更正の請求を行ったことにより措置法第39条第1項の相続税額が減少した場合において、・・・・・・。</p> <p>(1) 相続税法第32条に掲げる事由以外の他の相続税に係る事由による措置法第39条第1項の相続税額の異動に伴う所得税の額の異動がある場合・・・・・・</p> <p>イ・・・・・・</p> <p>ロ・・・・・・</p> <p>(2)・・・・・・</p> <p>イ・・・・・・</p> <p>ロ・・・・・・</p> <p>(3) 相続税法第32条に掲げる事由以外の他の相続税に係る事由による措置法第39条第1項の相続税額の異動に伴う所得税の額の異動があり、・・・・・・</p>

改 正 後	改 正 前
<p>イ . . . . . ロ . . . . .</p> <p><b>措置法第40条の3の2《債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例》関係</b></p> <p><b>（中小企業者の範囲）</b></p> <p><b>40の3の2-1</b> 措置法第40条の3の2第1項に規定する中小企業者に該当する内国法人とは、次のいずれかに掲げる法人（内国法人に限る。）をいうことに留意する。</p> <p>(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人</p> <p>イ <u>その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。ロにおいて同じ。）の所有に属している法人</u></p> <p>ロ <u>イに掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人</u></p> <p>(2) <u>資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人</u></p> <p>(注) 「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除く。）の総数によって判定することに留意する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</p> <p><b>（中小企業者又は取締役等である個人に該当するかどうかの判定時期）</b></p> <p><b>40の3の2-2</b> 措置法第40条の3の2第1項の規定は、同項第1号に規定する保証債務の一部の履行があった時点及び同項に規定する贈与があった時点のそれぞれにおいて、当該贈与を受けた法人が同項に規定する内国法人である場合及び当該贈与をした者が当該内国法人の取締役又は業務を執行する社員である個人で当該内国法人の債務の保証に係る保証債務を有するものである場合に適用があることに留意する。</p>	<p>イ . . . . . ロ . . . . .</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>





改 正 後	改 正 前
<p><u>務を引き受けさせることなどによる経済的な利益による収入がある場合は含まれないことに留意する。</u></p> <p><b><u>(保証債務の一部の履行の範囲)</u></b></p> <p><b><u>40の3の2-7</u></b> 措置法第40条の3の2第1項第1号に規定する保証債務の一部を履行している場合とは、民法（明治29年法律第89号）第446条《保証人の責任等》に規定する保証人の債務又は同法第454条《連帯保証の場合の特則》に規定する連帯保証人の債務の履行があった場合のほか、次に掲げる場合も、同項に規定する債務処理計画に基づきそれらの債務を履行しているときは、同項の規定の適用があることとする。</p> <p>(1) <u>不可分債務の債務者の債務の履行をしている場合</u></p> <p>(2) <u>連帯債務者の債務の履行をしている場合</u></p> <p>(3) <u>合名会社又は合資会社の無限責任社員による会社の債務の履行をしている場合</u></p> <p>(4) <u>措置法第40条の3の2第1項に規定する内国法人の債務を担保するため質権若しくは抵当権を設定した者がその債務を弁済し又は質権若しくは抵当権を実行されている場合</u></p> <p>(5) <u>法律の規定により連帯して損害賠償の責任がある場合において、その損害賠償金の支払をしている場合</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後				
別表1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表				
1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備考
①	(イ) (ロ)			※ (1) 又は措置法令第20条の2第14項に規定する地区内で施行されるものであること（同項第5号に規定する認定集約都市開発事業計画の区域内において施行される事業にあつては、当該認定集約都市開発事業計画に係る同号イに規定する集約都市開発事業に限る。） (2) (3) (4)

改正前				
別表1 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表				
1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係）				
譲渡の区分	添付すべき 証明書類	発行者	根拠条項	備考
①	(イ) (ロ)			※ (1) 又は措置法令第22条の2第14項に規定する地区内で施行されるものであること。 (2) (3) (4)

改正後

別表2

収用証明書の区分一覧表

区分	内容	発行者	根拠条項	備考
①	.....	.....	.....	※1 ..... .....
②	.....	..	..	③から④⑤まで及び④⑥から④⑧の②までに該当するものであっても、 ..... ※2 .....
③	.....	.....	.....	※1 ⑤から④⑤まで及び④④から④⑧の②までに該当するものとして証明を受けたものを除く。 ※2 ..... (1) ..... (2) ..... (3) ..... (4) ..... (5) .....

⑨	国又は都道府県が設置する.....	..	..	..	
---	-------------------	----	----	----	--

⑩	.....又は 独立行政法人石油 天然ガス・金属鉱	..	..	..	
---	---------------------------------	----	----	----	--

改正前

別表2

収用証明書の区分一覧表

区分	内容	発行者	根拠条項	備考
①	.....	.....	.....	※1 ..... .....
②	.....	..	..	③から④⑤まで及び④⑥から④⑧までに該当するものであっても、 ..... ※2 .....
③	.....	.....	.....	※1 ⑤から④⑤まで及び④④から④⑧までに該当するものとして証明を受けたものを除く。 ※2 ..... (1) ..... (2) ..... (3) ..... (4) ..... (5) .....

⑨	都道府県が設置する.....	..	..	..	
---	----------------	----	----	----	--

⑩	.....又は 独立行政法人新エ ネルギー・産業技	..	..	..	
---	---------------------------------	----	----	----	--

改正後					改正前				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考	区分	内容	発行者	根拠条項	備考
	物資源機構が設置する・・・・・・・・					術総合開発機構が設置する・・・・・・・・			
	⑮の② 日本郵便株式会社が設置する郵便物の集配又は・・・・・・・・	・・	・・	・・	※ ・・・・・・・・。				
	⑮の② 日本郵便株式会社が設置する郵便物の集配又は・・・・・・・・	・・	・・	・・	※ ・・・・・・・・。				
	⑳ ・・・・・・・・ (イ) ・・・・・・・・ (ロ) ・・・・・・・・ (ハ) ・・・・・・・・ (ニ) ・・・・・・・・	・・	・・	・・	※1 ・・・・・・・・。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護 (2) ・・・・・・・・ (3) ・・・・・・・・ (4) ・・・・・・・・ (5) ・・・・・・・・ (6) ・・・・・・・・ (7) ・・・・・・・・ ※2 ・・・・・・・・。				
	⑳ ・・・・・・・・ (イ) ・・・・・・・・ (ロ) ・・・・・・・・ (ハ) ・・・・・・・・ (ニ) ・・・・・・・・	・・	・・	・・	※1 ・・・・・・・・。 (1) 障害者自立支援法第5条第6項に規定する療養介護 (2) ・・・・・・・・ (3) ・・・・・・・・ (4) ・・・・・・・・ (5) ・・・・・・・・ (6) ・・・・・・・・ (7) ・・・・・・・・ ※2 ・・・・・・・・。				
	⑳の② 国が設置する中間貯蔵施設（※1）及び指定廃棄	同上	同上	同上	※1 「中間貯蔵施設」とは、福島県の区域内に	(新設)			

物の最終処分場（※2）として環境大臣が指定するもの（第27号の2）

において汚染廃棄物等（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第46条に規定する汚染廃棄物等をいう。）の処理を行うために設置される一群の施設であって、汚染廃棄物等の貯蔵施設及び汚染廃棄物等の受入施設、分別施設又は減量施設から構成されるもの（これらと一体的に設置される常時監視施設、試験研究及び研究開発施設、展示施設、緑化施設そ



<p>④ 都市計画法第4条第15項《定義》に規定する都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の住宅施設・・・</p>	<p>・・・・・・ (イ) ・・・・・・  (ロ) ・・・・・・ その他の資産である旨の証明</p>	<p>・・・・・・、 その他の者の行う事業にあつては、<u>都道府県知事</u> ・・・・・・、 国土交通大臣である場合には、<u>国土交通大臣、都道府県知事</u>である場合には、<u>都道府県知事</u></p>	<p>・・・・・・ ・・・・・・</p>	<p>※1 ・・・・・・。 ※2 ・・・・・・。</p>	<p>④ 都市計画法の規定に基づく都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の住宅施設・・・</p>	<p>・・・・・・ (イ) ・・・・・・  (ロ) ・・・・・・ その他の資産である旨</p>	<p>・・・・・・、 その他の者の行う事業にあつては<u>都道府県知事</u> ・・・・・・、 国土交通大臣である場合には<u>国土交通大臣、都道府県知事</u>である場合には<u>都道府県知事</u></p>	<p>・・・・・・ ・・・・・・</p>	<p>※1 ・・・・・・。 ※2 ・・・・・・。</p>
<p>④5の② 特定被災区域(※1)内において都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業(東日本大震災復興特別区域法第77条第2項第3号ロに掲げる集団移転促</p>	<p>当該事業が<u>国土交通大臣</u>の定める一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業に係る基準に該当するこれに準</p>	<p><u>国土交通大臣</u>(当該事業の施行者が市町村である場合には、<u>道県知事</u>)</p>	<p>措置法33条1項2号、33条の2 1項1号 措置法規則14条5項4号の8</p>	<p>※1 「特定被災区域」とは、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第4条第1項に規定する特定被災区域をいう。 ※2 集団移転促進事業は、当該</p>	<p>(新 設)</p>				

改正後					改正前				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考	区分	内容	発行者	根拠条項	備考
進事業(※2)と併せて行うものに限る。)のために土地及び当該土地の上に存する資産が買い取られた場合(※3)	ずる事業である旨の証明(代行買収(※4)の場合にあつては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの)			<p>集団移転促進事業に関する事項が同法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画に記載されているものに限る。</p> <p>※3 施行者は、国又は地方公共団体である。</p> <p>※4 「代行買収」とは、事業の施行者に代わり、地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体(地方公共団体以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。)が行う当該土地及び土地の上に存する資産の買取りをいう。</p>					
④⑥ . . . . . (イ) . . . . . (ロ) . . . . .	(イ) . . . . . 当該土地の上に存する資産である旨の証明	. . . . .	. . . . . . . . . .	※ . . . . .	④⑥ . . . . . (イ) . . . . . (ロ) . . . . .	(イ) . . . . . 当該土地の上に存する資産である旨	. . . . .	. . . . . . . . . .	※ . . . . .

(ロ) ……、  
当該事業につき都市計画法第18条第1項(同法第22条第1項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下④までにおいて同じ。)の決定をすることが確実であると認められる旨、当該土地及び資産が当該工業団地造成事業について同法第12条第2項の規定により都市計画に定

(ロ) ……、  
当該事業につき都市計画法第18条第3項の同意若しくは同法第22条第1項後段の規定により読み替えられた同法第18条第1項の決定をすることが確実であると認められる旨、又は当該土地及び資産が……  
当該土地の上に存する資産である旨の証明(代行買収(④の「備考」欄の

改正後					改正前				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考	区分	内容	発行者	根拠条項	備考
	<u>められた 施行区域 内にある 土地及び 当該土地 の上に存 する資産 である旨 又は当該 土地及び 資産が・ ..... 当該土地 の上に存 する資産 である旨 の証明</u> <u>A 左欄 の(イ)の 場合 .....</u> <u>B 左欄 の(ロ)の 場合 .....</u>					<u>※2参照 の場合に あつては、 当該代行 買収を行 う者の名 称及び所 在地の記 載がある もの)</u>  (イ)の場 合 .. .....  (ロ)の場 合 .. .....			
46の2) .....	(イ) ..... (ロ) .....、 当該事業 につき都 市計画法 第18条第 1項の決	.....	.....		46の2) .....	(イ) ..... (ロ) .....、 当該事業 につき都 市計画法 第18条第 3項の同	.....	.....	

	定をすることが確実であると認められる旨又は当該土地及び資産が当該第二種市街地再開発事業について同法第12条第2項の規定により都市計画に定められた施行区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨の証明					意又は同法第22条第1項後段の規定により読み替えられた同法第18条第1項の決定をすることが確実であると認められる旨の証明			
⑭ . . . . .当該事業の用に供されるもの及び当該土地の上に存する資産が買い取られた場合(※1)	(イ) . . . . . 当該土地の上に存する資産である旨の証明	. . . . .	. . . . . . . . . .	※1 施行者(又は施行予定者)は、地方公共団体である。 ※2 . . . . .、事業の施行者(	⑭ . . . . .当該事業の用に供される土地及び当該土地の上に存する資産が買い取られた場合	(イ) . . . . . 当該土地の上に存する資産である旨	. . . . .	. . . . . . . . . .	※ . . . . .、事業の施行者(

改正後					改正前				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考	区分	内容	発行者	根拠条項	備考
	(四) ……、当該事業につき都市計画法第18条第1項の決定をすることが確実であると認められる旨、 <u>当該土地及び資産が当該新都市基盤整備事業について同法第12条第2項の規定により都市計画に定められた施行区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨又は当該土地及び</u>			市街地開発事業等予定区域に関する都市計画が定められている場合には、当該都市計画に定められた施行予定者)に代わり、……が行う <u>当該土地及び土地の上に存する資産の買取り</u> をいう。		(四) ……、当該事業につき都市計画法第18条第3項の同意若しくは同法第22条第1項後段の規定により読み替えられた同法第18条第1項の決定をすることが確実であると認められる旨、又は当該土地及び資産が新都市基盤整備事業に係る……(代行買収(※)の場合にあつては、……)			市街地開発事業等予定区域に関する都市計画が定められている場合には、当該都市計画に定められた施行予定者)が国又は地方公共団体である場合において、当該事業の <u>施行者に代わり、……が行う当該土地及び資産の買取り</u> をいう。

	資産が当該新都市基盤整備事業に係る・・・ ・・・(代行買収(※2)の場合にあつては、・・・)								
④	<p>(イ) ..... 当該土地の上に存する資産である旨の証明</p> <p>(ロ) .....、当該事業につき都市計画法第18条第1項の決定をすることが確実であると認められる旨、当該土地及び資産が当該流通業務団</p>	.....	.....	.....					
④	<p>(イ) ..... 当該土地の上に存する資産である旨</p> <p>(ロ) .....、当該事業につき都市計画法第18条第3項の同意若しくは同法第18条第1項(同法第22条第1項後段の規定により読み替えて適</p>	.....	.....	.....					

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
	<u>地造成事業に係る同法第11条第1項第10号に掲げる流通業務団地について同条第2項の規定により都市計画に定められた区域内にある土地及び当該土地の上に存する資産である旨又は当該土地及び資産が当該流通業務団地造成事業に係る・・・(代行買収(㊦)の「備考」欄の※2参照)の</u>					<u>用する場合を含む。)の決定をすることが確実であると認められる旨、又は当該土地及び資産が流通業務団地造成事業に係る・・・(代行買収(㊦)の「備考」欄の※参照)の場合にあっては当該代行買収を行う者の名称・・・)</u>			

	場合にあつては、当該代 行買収を行 う者の名 称……)								
<u>48の2</u> 特定被災区域 (※1) 内において行う 都市計画法第11条第1 項第11号《都市施設》 に掲げる一団地の津波 防災拠点市街地形成施 設の整備に関する事業 に必要な土地で当該事 業の用に供されるもの 及び当該土地の上に存 する資産が買い取られ た場合 (※2)	(イ) 当該土 地及び資 産が当該 事業の用 に供され る土地及 び当該土 地の上に 存する資 産である 旨の証明  (ロ) 当該土 地及び資 産が当該 事業に係 る一団地 の津波防 災拠点市 街地形成 施設につ いて同条 第2項の 規定によ り都市計 画に定め られた区	国土交通 大臣(当該 事業の施 行者が市 町村であ る場合に は、道県 知事)	措置法33 条1項2 号、33条の 2 1項 1号 措置法規 則14条5 項4号の 7	※1 「特定被災 区域」につ いては、 <u>45の2</u> の「備 考」欄の※1参 照 ※2 施行者は、 国又は地方公共 団体である。	(新 設)				

改正後					改正前				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考	区分	内容	発行者	根拠条項	備考
	域内にあ る土地及 び当該土 地の上に 存する資 産である 旨の証明 (代行買収 (45の2)の 「備考」欄 の※4参 照)の場合 にあつて は、当該代 行買収を 行う者の 名称及び 所在地の 記載があ るもの)								
⑳ イ ロ	.....	.....	.....	※ .....、㉔ から45の2まで 及び㉕から 48の2までに該 当するものであ る場合において .....。	⑳ イ ロ	.....	.....	.....	※ .....、㉔ から48までに該 当するものであ る場合において .....。

改 正 後

別表 3

特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
③の②	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類 (イ) 土地等が地方公共団体に買い取られる場合 左欄の規定により当該土地等を買収したものである旨を証する書類 (ロ) 土地等が緑地管理機構等(※)に買い取られる場合 同条第3項の規定により当該土地等を買収したものである旨、当該土地等の買取りをする者が当該緑地管理機構等に該当する旨及び当該土地等の買取りが措置法令	地方公共団体の長  当該緑地管理機構等を都市緑地法第17条第2項の規定により買入れの相手方として定めた地方公共団体の長	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	※ 「緑地管理機構等」とは、都市緑地法第17条第2項に規定する緑地管理機構又は特定緑地管理機構(都市の低炭素の促進に関する法律第46条第1項の規定により指定された特定緑地管理機構で都市緑地法第69条第1号ハに掲げる業務を行うものをいう。)のうち、公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保

改 正 前

別表 3

特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
③の②	左欄の規定により地方公共団体又は緑地管理機構が土地等を買収したものである旨を証する書類	地方公共団体の長(※)	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	※ 緑地管理機構が買い取る場合は、都市緑地法第17条第2項の規定に基づき当該緑地管理機構を買入れの相手方として定めた地方公共団体の長をいう。

改正後					改正前				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考	区分	内容	発行者	根拠条項	備考
	<u>第22条の7第2項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類</u>			<u>有されているものに限る。)</u> <u>又は公益財団法人(その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。)</u> <u>であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものをいう。</u>					
<u>③の4</u> . . . . . 同法第55条の2第3項《国土交	. . . . .	<u>空港の設置者</u>	. . . . . . . . . .		<u>③の4</u> . . . . . 同法第55条の2第2項《国土交	. . . . .	<u>飛行場の設置者</u>	. . . . . . . . . .	

通大臣の行う <u>空港等又は航空保安施設の設置又は管理</u> 》……				
③の⑤) ……	……	当該土地等の所在する地域を管轄する <u>地方防衛局長</u> （当該土地等の所在する地域が <u>東海防衛支局</u> の管轄区域内である場合には、 <u>東海防衛支局長</u> ）	…… ……	

通大臣の行う <u>飛行場等の設置又は管理</u> 》……				
③の⑤) ……	……	当該土地等の所在する地域を管轄する <u>防衛施設局長</u> （当該土地等の所在する地域が <u>名古屋防衛施設支局</u> の管轄区域内である場合には、 <u>名古屋防衛施設支局長</u> ）	…… ……	

改 正 後

別表 4

特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑦ . . . . .	(イ) 当該事業が左 欄の(イ)から(ハ)ま でに掲げる事業 である旨を証す る書類	. . . . .	. . . . .	※1 . . . . . ※2 . . . . . ※3 「 <u>延焼防止 建築物</u> 」とは、 . . . . .
(イ) . . . . .	(ロ) . . . . .			
(ロ) . . . . .	(ハ) . . . . .			
(ハ) . . . . .	(ニ) . . . . .			
A . . . . .	A . . . . .	. . . . .		
B . . . . .	B . . . . .	. . . . .		
	密集市街地に おける防災街 区の整備の促 進に関する法 律第300条第 1項に規定す る. . . . .	密集市街地に おける防災 街区の整備 の促進に関 する法律第 300条第1項 の規定によ り. . . . .		

⑨ . . . . . 同 法第8条第1項 に規定する景観 計画に定められ た同条第2項第 4号ロに規定す る景観重要公共 施設の整備に関	(イ) . . . . . (ロ) . . . . . A . . . . . B . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . . . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . . . . . . .	※1 . . . . . ※2 . . . . .
--	--	--	--	------------------------------

改 正 前

別表 4

特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑦ . . . . .	(イ) 当該事業が左 欄の(イ)から(ハ)に 掲げる事業であ る旨を証する書 類	. . . . .	. . . . .	※1 . . . . . ※2 . . . . . ※3 <u>延焼防止 建築物</u> とは、 . . . . .
(イ) . . . . .	(ロ) . . . . .			
(ロ) . . . . .	(ハ) . . . . .			
(ハ) . . . . .	(ニ) . . . . .			
A . . . . .	A . . . . .	. . . . .		
B . . . . .	B . . . . .	. . . . .		
	密集市街地に おける防災街 区の整備の促 進に関する法 律第289条第 1項に規定す る. . . . .	密集市街地に おける防災 街区の整備 の促進に関 する法律第 289条第1項 の規定によ り. . . . .		

⑨ . . . . . 同 法第8条第1項 に規定する景観 計画に定められ た同条第2項第 5号ロに規定す る景観重要公共 施設の整備に関	(イ) . . . . . (ロ) . . . . . A . . . . . B . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . . . . . . .	. . . . . . . . . . . . . . . . . . . .	※1 . . . . . ※2 . . . . .
--	--	--	--	------------------------------

する事業の用に 供するために、 .....					する事業の用に 供するために、 .....				
⑳ ..... 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（以下この項において「地方拠点都市地域整備等促進法」という。）第22条第3項《土地の買取り等》の規定により・ .....	.....	.....	..... 措置法規則 17条の2 1項24号	※1 ..... ※2 ..... ※3 .....	⑳ ..... 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（以下この項において「地方拠点都市地域整備等促進法」という。）第22条第3項《土地の買取り等》の規定により・ .....	.....	.....	..... 措置法規則 17条の2 1項24号イ	※1 ..... ※2 ..... ※3 .....
(廃止)					⑳の② 中心市街地の活性化に関する法律（以下この項において「中心市街地活性化法」という。）第16条第1項に規定する土地地区画整理事業、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（	当該土地等につき中心市街地活性化法第16条第1項に規定する土地地区画整理事業、高齢者移動等円滑化法第39条第1項に規定する土地地区画整理事業、大都市地域住宅等供給促進法による特定土地地区画整理事業又は地方拠点都市地域整	土地地区画整理事業、特定土地地区画整理事業又は拠点整備土地地区画整理事業の施行者	措置法34条の2 2項20号 措置法規則17条の2 1項24号ロ	※1 「都市福利施設又は公営住宅等の設置をする者」とは、国、地方公共団体、措置法第34条の2第2項第9号に規定する中心市街地整備推進機構及び国（国の全額出資に係る法人

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
					以下この項において「高齢者移動等円滑化法」という。) 第39条第1項に規定する土地画整理事業、大都市地域住宅等供給促進法による特定土地画整理事業又は地方拠点都市地域整備等促進法による拠点整備土地画整理事業が施行された場合において、土地等に係る換地処分により当該土地等のうち中心市街地活性化法第16条第1項、高齢者移動等円滑化法第39条第1項、大都市地域住宅等供給促進法第21条第1項若しくは地方拠点都市地域整備等促進法第28条第1項の保留地に対応する部分	備等促進法による拠点整備土地画整理事業に係る換地処分が行われ、その換地処分により当該土地等のうち、中心市街地活性化法第16条第1項、高齢者等移動円滑化法第13条第1項、大都市地域住宅等供給促進法第21条第1項又は地方拠点都市地域整備等促進法第28条第1項の保留地に対応する部分の譲渡があった旨(当該土地等の譲渡が中心市街地活性化法第16条第1項の保留地に対応する部分の譲渡である場合にあっては、その旨及び当該保留地の上に設置される同項に規定する都市福祉施設又は公営住宅等の設置をする者が措置法令第22条の8第25項に規定す			を含む。)又は地方公共団体によりその資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上が出資されている法人をいう。 ※2 「生活関連施設又は一般交通用施設の設置をする者」とは、国、地方公共団体、高齢者移動等円滑化法第39条第1項に規定する公共交通事業者等(同法第2条第4号イ及びロに掲げる者並びに同号ハに規定する一般乗合旅客自動車運送業に限る。)及び国(国の全額出資に係る法人を含む。)又は地方公共団体によりその

の譲渡（中心市街地活性化法第16条第1項の保留地に対応する部分の譲渡にあつては、当該保留地の上に設置される同項に規定する都市福利施設又は公営住宅等の設置をする者（※1）、高齢者移動等円滑化法第39条第1項の保留地に対応する、部分の譲渡にあつては、当該保留地の上に設置される同項に規定する生活関連施設又は一般交通用施設の設置をする者（※2）である場合に限るものとし、当該生活関連施設又は一般交通用施設の設置をする者がするものを除く。）があつたとき

る者である旨とし、当該土地等の譲渡が高齢者移動等円滑化法第39条第1項の保留地に対応する部分の譲渡である場合にあつては、その旨並びに当該保留地の上に設置される同項に規定する生活関連施設又は一般交通用施設の設置をする者が措置法令第22条の8第26項に規定する者である旨及び当該保留地に対応する部分の譲渡をする者が当該設置をする者でない旨）を証する書類

資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上が出資されている法人をいう。

改 正 後					改 正 前				
区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考	区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
㉑	(イ) 当該土地等の 上に存する建物 等が左の(イ)から A B C D E (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) 当該事業の事 業場の規模が 昭和42年改正 規則又は昭和 53年改正規則 (※6)の施行 の際昭和42年 改正規則によ る改正後の道 路運送車両法 施行規則第57 条第1号《認 証基準》及び ..... (ヘ)	.....	.....	※1 ..... ※2 ..... ※3 ..... ※4 ..... ※5 ..... ※6 ..... ※7 ..... ※8 .....	㉑	(イ) 当該土地等の 上に存する建物 等が左の(イ)～(ヘ) に掲げる建築物 ..... A ..... B ..... C ..... D ..... E ..... (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) 当該事業の事 業場の規模が 昭和42年改正 規則又は昭和 53年改正規則 (※6)の施行 の際道路運送 車両法施行規 則第57条第1 項《認証基準》 及び..... ..... (ヘ)	.....	.....	※1 ..... ※2 ..... ※3 ..... ※4 ..... ※5 ..... ※6 ..... ※7 ..... ※8 .....
㉒	.....、そ れぞれ次に掲げる 書類 (イ) .....	.....	.....	※ ..... (1) ..... (2) .....	㉒	.....、そ れぞれ次に定める 書類 (イ) .....	.....	.....	※ ..... (1) ..... (2) .....

	..... (ロ) ..... A 当該土地が 措置法令第22 条の8第28項 各号に掲げる 鳥獣の生息地 で..... B .....	.....		
--	--	-------	--	--

	..... (ロ) ..... A 当該土地が 措置法令第22 条の8第30項 各号に掲げる 鳥獣の生息地 で..... B .....	.....		
--	--	-------	--	--

②5	.....	(イ) ..... (ロ) ..... (ハ) .....	.....	..... 措置法令22 条の8 <u>29</u> <u>項</u> .....	※1 ..... ※2 .....
----	-------	-------------------------------------	-------	---	----------------------

②5	.....	(イ) ..... (ロ) ..... (ハ) .....	.....	..... 措置法令22 条の8 <u>31</u> <u>項</u> .....	※1 ..... ※2 .....
----	-------	-------------------------------------	-------	---	----------------------

改正後

別表 5

農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑨	<p>.....同法第54条の2第4項《換地処分の効果及び清算金》(同法第89条の2第10項《国又は都道府県が行なう換地処分等》、第96条《土地改良区に関する規定の準用》及び第96条の4第1項《準用規定》において準用する場合を含む。)に規定する清算金(当該土地等について、.....</p> <p>・同法第53条の2の2第1項《換地を定めない場合の特例》(同法第89条の2第3項、第96条及び第96条の4第1項において準用する場合を含む。).....</p> <p>・その部分が定められなかったことにより支払われるものに限る。).....</p>	.....	.....	※ .....

改正前

別表 5

農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表

区 分	内 容	発 行 者	根拠条項	備 考
⑨	<p>.....同法第54条の2第4項《換地処分の効果及び清算金》(同法第89条の2第10項《国又は都道府県が行なう換地処分等》、第96条《土地改良区に関する規定の準用》及び第96条の4《準用規定》において準用する場合を含む。)に規定する清算金(当該土地等について、.....同法第53条の2の2第1項《換地を定めない場合の特例》(同法第89条の2第3項、第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。).....</p> <p>.....その部分が定められなかったことにより支払われるものに限る。).....</p>	.....	.....	※ .....

## 新 旧 対 照 表

第3 「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>法第64条《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》関係</b></p> <p><b>(譲渡所得に関する買換え等の規定との関係)</b></p> <p><b>64-3の2</b> ……、第37条の7《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》、第37条の9の4《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》若しくは第37条の9の5《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》の規定(64-3の3までにおいて「買換え等の規定」という。)と法第64条の規定の適用を受ける場合には、……。</p>	<p style="text-align: center;"><b>法第64条《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》関係</b></p> <p><b>(譲渡所得に関する買換え等の規定との関係)</b></p> <p><b>64-3の2</b> ……、第37条の7《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》、<u>第37条の9の2《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例》</u>、第37条の9の4《特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例》若しくは第37条の9の5《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例》の規定(64-3の3までにおいて「買換え等の規定」という。)と法第64条の規定の適用を受ける場合には、……。</p>

## 新 旧 対 照 表

### 第4 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の制定等に伴う所得税（譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>第 1 1 条の 6 《被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例》関係</b></p> <p><u>（居住の用に供していた家屋の所有者が死亡している場合の相続人についての特例の適用）</u></p> <p><b>11の6-1</b> その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含む。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった当該家屋に居住していた所有者が死亡している場合に、当該家屋の所有者であった者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（包括受遺者を含む。以下この項において「相続人」という。）で、その居住の用に供することができなくなった時の直前において当該被相続人と当該家屋に居住していた者が当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡したとき（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）は、当該相続人が、震災特例法第11条の6第2項の規定により、当該家屋を当該被相続人が震災特例法令第13条の5第2項に定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなした上で、同条第1項の規定により読み替えられた措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第35条、第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第36条の5《特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第41条の5《居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除》又は第41条の5の2《特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除》の規定を適用することができることに留意する。</p> <p><u>（注）譲渡した土地等のうちに、その居住の用に供することができなくなった直前にお</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 1 条の 6 《被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例》関係</b></p> <p><u>（東日本大震災による滅失家屋等を居住の用に供していたかどうかの判定）</u></p> <p><b>11の6-1</b> <u>東日本大震災により滅失若しくは損壊したため居住の用に供されなくなった家屋とともに当該家屋の敷地の用に供されている土地等を譲渡した場合又は当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合における措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第35条、第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第36条の5《特定の居住用財産を交換した場合の長期譲渡所得の課税の特例》、第41条の5《居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除》又は第41条の5の2《特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除》の規定の適用に当たっては、昭和46年8月26日直資4-5ほか2課共同「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」通達（以下「措置法通達」という。）31の3-14《災害滅失家屋の跡地等の用途》によることとなるのであるが、当該譲渡を行う前に当該家屋又は土地等（以下「居住用財産」という。）の所有者が死亡しているときは、次の要件のすべてを満たす場合に限り、当該居住用財産をその死亡した所有者（以下この項及び12-2において「被相続人」という。）から取得した相続人が東日本大震災による被災直前において当該居住用財産をその所有者として居住の用に供していたものと取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>当該相続人は、東日本大震災による被災直前において、当該被相続人とともに当該居住用財産に居住していた者であること。</u></p> <p>(2) <u>当該居住用財産は、東日本大震災による被災の後、住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途（公共目的のための一時的な利用を除く。）に供されることなく譲渡されたものであること。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>いてその家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該部分については、震災特例法第11条の6第2項の適用がないことに留意する。</p> <p><b>(居住用財産の所有期間の判定)</b></p> <p><b>11の6-2</b> 震災特例法第11条の6第2項の規定により、同条第1項の規定により読み替えられた措置法第31条の3、第36条の2、第36条の5、第41条の5又は第41条の5の2の規定を適用する場合の震災特例法第11条の6第2項に規定する旧家屋及び当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等の所有期間の判定については、次による。</p> <p>(1) 当該旧家屋については、震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人が同項の被相続人が取得をした日（当該旧家屋が当該被相続人に係る震災特例法令第13条の5第2項各号に掲げる家屋に該当するものである場合には、当該各号に定める日）に取得をしたとみなして、当該取得をした日の翌日から起算し、当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡の時まで当該旧家屋を引き続き所有していたものとする。</p> <p>(2) 当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等が当該被相続人が所有していた土地等である場合については、措置法第31条第2項の規定によることに留意する。</p> <p><b>第12条《特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p><b>(被災区域である土地等を事業の用に供しているかどうかの判定)</b></p> <p><b>12-2</b> 震災特例法第12条第1項の表の第1号に掲げる譲渡資産が事業（事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものを含む。以下12-3において同じ。）の用に供しているものに該当するかどうかの判定は、原則として譲渡の時の現況により行うこととなるのであるが、東日本大震災</p>	<p>(注) この取扱いは、当該居住用財産を譲渡した年分の確定申告書に次に掲げる書類の添付がある場合（当該確定申告書の提出後において当該書類を提出した場合を含む。）に限り適用する。</p> <p>イ 当該居住用財産の所在地を管轄する市区町村長から交付を受けた被相続人及び相続人の住民票の写しなど、東日本大震災の直前において被相続人と相続人がともに当該居住用財産に居住していたことが判る書類</p> <p>ロ 当該居住用財産の登記事項証明書</p> <p><b>(新 設)</b></p> <p><b>第12条《特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例》関係</b></p> <p><b>(被災区域である土地等を事業の用に供しているかどうかの判定)</b></p> <p><b>12-2</b> 震災特例法第12条第1項の表の第1号に掲げる譲渡資産が事業（事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為で相当の対価を得て継続的に行うものを含む。）の用に供しているものに該当するかどうかの判定は、原則として譲渡の時の現況により行うこととなるのであるが、東日本大震災による被災の後譲渡の時ま</p>

改 正 後	改 正 前
<p>による被災の後譲渡の時までの間、当該譲渡資産を他の用途に供していないときは、東日本大震災による被災直前の状況により判定することとする。</p> <p><b><u>(事業の用に供していた資産の所有者が死亡している場合の相続人についての特例の適用)</u></b></p> <p><b>12-3</b> 震災特例法第12条第1項の表の第1号の上欄に掲げる譲渡資産のうち事業の用に供しているもの（以下この項において「相続事業用資産」という。）の所有者が死亡している場合に、当該相続事業用資産の所有者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（包括受遺者を含み、平成23年3月11日の直前において次のいずれかに該当する者に限る。）が、同条第1項に規定する対象期間内に当該相続事業用資産の譲渡をしたとき（当該譲渡の時までの期間、当該相続事業用資産を当該相続人の事業の用に供していない場合に限る。）は、同条第5項の規定により、当該相続人が当該譲渡の時において当該相続事業用資産を事業の用に供しているものとみなして、同条第1項から第4項までの規定を適用することができることに留意する。</p> <p>(1) <u>当該被相続人の事業に従事していた者</u></p> <p>(2) <u>当該被相続人と生計を一にしていた者</u></p> <p>(注) 「生計を一にしていた者」に該当するかどうかは、所得税基本通達2-47《生計を一にするの意義》に定めるところによる。</p>	<p>での間、当該譲渡資産を他の用途に供していないときは、東日本大震災による被災直前の状況により判定することとする。</p> <p><u>また、当該譲渡資産の譲渡の時までにその所有者が死亡しているときは、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、当該譲渡資産を被相続人から取得した相続人が東日本大震災による被災直前において事業の用に供していたものとして取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>当該相続人は、東日本大震災による被災直前において、被相続人の営む事業に従事していた者であること又は被相続人と生計を一にしていた者であること。</u></p> <p>(2) <u>当該譲渡資産は、東日本大震災による被災の後、住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途（公共目的のための一時的な利用を除く。）に供されることなく譲渡されたものであること。</u></p> <p><b>(新 設)</b></p>

改正後	改正前
<p>(措置法第37条に関する取扱いの準用)</p> <p><u>12-4</u> . . . . .。</p>	<p>(措置法第37条に関する取扱いの準用)</p> <p><u>12-3</u> . . . . .。</p>